

## 高砂市条例第3号

### 高砂市民病院将来構想検討委員会条例

#### (設置)

第1条 高砂市民病院（以下「市民病院」という。）のあるべき姿、機能及び役割、建物の建替えを含めた方向性について、市長の諮問に応じ調査審議するため、高砂市民病院将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 委員会は、委員9人以内で組織する。

#### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関又は医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）

第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

#### (意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額9,000円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第10条 委員及び第7条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例（昭和35年高砂市条例第6号）に定めるところによる。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、政策部経営企画室及び市民病院事務局において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。